

- トップページ
- 観光 県の紹介
- 健康 福祉 介護
- 子育て 教育 文化
- 暮らし 環境
- 防災 消費者 食品
- 雇用・産業 土木・建築 農林業
- 県の政策 財政等

トップページ > 子育て・教育・文化 > 文化・文化財保護・スポーツ > 各種助成・支援事業 > (はじめての文化体験事業(団体募集)) > はじめての文化体験事業

## はじめての文化体験事業

### 緊急情報

平成24年度の被派遣団体(文化団体)を募集します。  
 <募集終了しました>

「はじめての文化体験事業」の被派遣団体としての登録を希望する団体(文化団体)を募集します。  
 団体登録票(様式第1号)及び誓約書(様式第1号-1)を5月2日(水)までに群馬県生活文化部文化振興課へ提出してください。<募集終了しました>

#### 事業概要

優れた文化芸術活動を行っている県内のアマチュア文化団体を有償ボランティアとして地域に派遣し、子ども向けの公演、講話、実技披露、ワークショップなどを行います。

#### 実施団体

県内の保育園、幼稚園、公民館、小学校、学童クラブ、福祉施設、病院等。

#### 実施団体数

10~20団体

#### 県政キーワード

県総合計画「はばたけ群馬プラン」

県国際戦略ポータルサイト

世界遺産候補「富岡製糸場と絹産業遺産群」(外部リンク)

がんばろう群馬！産業支援本部

新エネルギー利用促進  
 森林環境税(仮称)の検討



家庭教育を応援する  
 企業募集



育児いきいき  
 参加企業認定制度

#### ▼バナー広告



「私立学校(個人等)」不登校  
 生徒第一...だから  
 第一学院高等学校



開業・就職・健康・長寿  
 東日本総合整体学院

## 被派遣団体(文化団体)

1. 県内に活動拠点があるアマチュア文化団体
2. 一定の活動実績があること。
3. 子どもたちが普段触れる機会が少ない文化芸術活動を行っていること。
4. 社会貢献を行う意思があること。

※登録の有効期限は、平成25年3月31日までです。

## プログラム内容

子ども向けの公演、講話、実技披露、ワークショップなどで教育的配慮がなされているものとします  
(必要に応じてプログラム内容を調整することがあります。)

(プログラムの例)

- 演劇ワークショップや小劇場体験
- 和楽器の歴史についての講話・鑑賞・演奏体験
- バレエや舞踊の講話・鑑賞・体験
- 郷土芸能の鑑賞・体験

## 派遣経費

被派遣団体に対して、本事業の実施に必要な謝金、旅費、会場設営費、教材費等について、1プログラムにつき10万円を限度に県が負担します。

※会場に設置されているピアノ等の調律料は、派遣費用の対象外となります。

※1プログラムとは、内容が複数回(基礎・実践・発表等)で目標を達成するものとなっている場合、その全体を1プログラムとします。準備の時間を除き、概ね1時間～3時間とします。

※子どもたちの参加費は、原則として無料とします(参加保険料は、主催者(派遣先)の対応とします。)

※被派遣団体が該当プログラムの実施につき市町村などから謝金を受ける場合は、本事業の対象となりません。

## 事業の流れ

1. 文化団体が県へ「登録票」(様式1号)及び「誓約書」(様式第1号-1)を提出
2. 県が文化団体を審査し、登録の可否を決定
3. 被派遣団体の公表(県ホームページに掲載)
4. 実施団体が県へ「実施申出書」(様式第2号)及び「誓約書」(様式第2号-1)を提出(平成24年6月下旬)
5. 実施団体の決定(平成24年7月上旬)
6. 被派遣団体を内定、被派遣団体が県へ実施計画書及び見積書を提出(随時)
7. 県と被派遣団体とで派遣契約を締結(随時)
8. 事業の実施(随時)※平成25年3月末まで
9. 被派遣団体は「完了報告書」を、実施団体は、「完了確認書」・「実施状況調」・体験者の感想文を県へ提出(事業完了後、速やかに)

※ 期日は予定です。

## 実施要領及び各種様式



[「はじめての文化体験事業」実施要領\(pdfファイル:6KB\)](#)



[1. 様式第1号「はじめての文化体験事業」団体登録票\(docファイル:53KB\)](#)



[2. 様式第1号-1「誓約書」\(ファイル:0KB\)\(docファイル:29KB\)](#)



[3. 様式第2号「はじめての文化体験事業」実施申出書\(docファイル:35KB\)](#)



[4. 様式第2号-1「誓約書」\(docファイル:29KB\)](#)



[5. 様式第3号「はじめての文化体験事業」実施計画書\(docファイル:39KB\)](#)



[6. 様式第4号「はじめての文化体験事業」完了報告書\(docファイル:25KB\)](#)



[7. 様式第5号「はじめての文化体験事業」完了確認書\(docファイル:26KB\)](#)



8. 様式第6号「はじめての文化体験事業」実施状況調(doc  
ファイル:37KB)

#### 関連情報

[文化庁・民間財団等による各種助成・支援事業へ](#)

PDFファイルをご覧いただくためには、Adobe社「Adobe Reader」が  
必要です(無料)。

以下の「Get ADOBE READER」のボタンを押して、Adobe Reader  
をダウンロードして下さい。



#### このページについてのお問い合わせ

生活文化部 文化振興課  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
電話 027-226-2591  
FAX 027-223-3984  
[bunshinka@pref.gunma.lg.jp](mailto:bunshinka@pref.gunma.lg.jp)

#### トップページへ

[群馬県ホームページについて](#)

[使いやすさへの配慮  
するお問い合わせ](#)

[サイトマップ](#)

[ホームページに関する](#)

[群馬県庁 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1](#)

[県へのお問い合わせ一覧](#)

[県庁舎のご案内](#)

[▲ページの先頭へ](#)

All Rights Reserved, Copyright © Gunma prefecture.  
各ページに掲載の写真・音声・CG及び記事の無断転載を禁じます。

## 「はじめての文化体験事業」実施要領

### （目的）

- 第1 県内の子どもたちが、普段触れる機会の少ない優れた文化芸術に触れることにより、芸術文化や地域文化を愛する心を育むとともに、県内アマチュア文化団体の社会貢献の促進や活動の機会の拡大を図ることを目的とする。

### （実施内容）

- 第2 保育園・幼稚園、小学校、児童館、公民館等（以下「実施団体」という。）に対し、優れた文化芸術活動を行っている県内アマチュア文化団体（以下「被派遣団体」という。）を文化ボランティアとして派遣し、子ども向けの公演、講話、実技披露、ワークショップその他の文化体験事業（以下「文化体験事業」という。）を行う。

### （被派遣団体）

- 第3 被派遣団体は、県内で優れた文化芸術活動を行っているアマチュア文化団体で、次のすべてに該当する団体とする。
- （1）県内に活動拠点があること。
  - （2）一定の活動実績があること。
  - （3）子どもたちが普段触れる機会が少ない文化芸術活動を行っていること。
  - （4）社会貢献を行う意思があること。
- 2 被派遣団体として登録を希望する団体は、「はじめての文化体験事業」団体登録票（様式第1号）及び誓約書（様式第1号-1）を知事に提出し、知事はこれを審査した上で、登録する。
- 3 登録の有効期限は、当該事業実施年度とする。

### （実施計画）

- 第4 実施団体は、第3により登録された団体の派遣を希望する場合には、実施申出書（様式第2号）及び誓約書（様式第2号-1）を知事に提出する。
- 2 知事は予算の範囲内で派遣先を決定し、被派遣団体及び実施申出書の提出のあった実施団体に通知する。被派遣団体はこれを受けて実施団体と派遣内容等について調整し、実施計画書（様式第3号）を知事に提出する。

### （派遣契約の締結）

- 第5 知事は、第4の2により提出された実施計画書に基づき、被派遣団体と事業実施に係る契約を締結する。

### （経費の負担）

- 第6 知事は、被派遣団体に対し、文化体験事業の実施に係る謝金、旅費、会場設営費、教材費等について、1プログラム当たり10万円を限度に負担するものとする。
- 2 本派遣事業は、他に助成金を受けて実施する事業と兼ねて実施することはできない。

### （完了報告書）

- 第7 事業完了後、被派遣団体は、完了報告書（様式第4号）を、実施団体は、完了確認書

(様式第5号)及び実施状況調(様式第6号)を速やかに知事に提出するものとする。

(実施の細則)

第8 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成16年 3月 3日から施行する。

この要領は、平成16年 9月 6日から施行する。

この要領は、平成16年12月10日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。